

消費生活相談のあれごれ

No.60

発行:東澳西部広域行政事務組合

訪問販売トラブル

家にいると、家のリフォームや屋根の修理、布団の販売やお手入れなどを勧める、様々な事業 者がやってきます。訪問販売は、消費者が自ら出かけていって購入することとはちがい、突然の 訪問をきっかけに、事業者主導の契約となりがちです。そのため消費者が冷静な判断で契約でき るように、事業者が守らなければならないルールが法律で決められています。

訪問販売トラブルは、昼間、家にいることの多い高齢者が巻き込まれやすく、周りの方が気付 いて発覚することの多いです。また、被害金額が大きいトラブルでもあります。

契約に迷う場合は、まず周りの人に相談しましょう。契約する時には必ず契約書を確認しまし ょう。トラブルになりそうな場合には消費生活相談窓口にお気軽にご相談ください。



ほんと一に こんな相談ありました



クレジットカードの請求書に見知らぬ請求があ <mark>ったので問い合わせると、オンラインゲームの</mark>課 金だった。使用していないスマホで9歳と7歳の 子どもがゲームをしていたので問い詰めると、子 どもが私のクレジットカード情報を勝手に入力 して課金していたことが分かった。

小さな子どもは、クレジットカードの仕組みを理解して いませんが、カードの使い方とカードを使うと代金を支 払うことができることを、日常の大人の行動を見て知っ ています。クレジットカードの管理責任は大人にありま す。しっかりと管理しましょう。

9月の相談件数

新規·継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入 34 件 訪問販売 7件 訪問購入 通信販売 連鎖販売 0件 Ш 2件 電話勧誘 送り付け商法 0件 無店舗販売 0件

消費生活に関する相談と思われる案件が ありましたら、ぜひご案内ください。

間/10:00~16:00 相談料/無料

不明・無関係

談/原則予約制 予 約/相談を受けたい第日

※原則、相談は住居地ですが、住居地以外の窓口を利用することもできます

月~金曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課/ 68 - 9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係/ 54 - 1111

20件

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業